

2025年4月8日

受益者のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

「三菱UFJ 米国配当成長株ファンド〈為替ヘッジなし〉〈愛称：ザ・レジェンド〉」
約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、対象ファンドにつきまして、下記の約款変更の実施を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件約款変更についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

三菱UFJ 米国配当成長株ファンド〈為替ヘッジなし〉
〈愛称：ザ・レジェンド〉

2. 約款変更予定日

2025年8月26日（火）

3. 変更内容

(1) ファンド名称の変更

変更後	三菱UFJ S&P500配当貴族インデックスファンド〈為替ヘッジなし〉
変更前	三菱UFJ 米国配当成長株ファンド〈為替ヘッジなし〉

(2) 信託報酬率の変更

変更後	年率 0.550% (税抜 年率 0.500%)
変更前	年率 1.375% (税抜 年率 1.250%)

(3) NISA 制度（成長投資枠）の要件を満たすための変更

- 信託期間を無期限とします。

変更後	無期限
変更前	2028年11月24日まで

- デリバティブ取引の利用目的を、価格変動などのリスクを減らすため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するための利用に限定する旨を記載いたします。

くわしくは、別紙の「約款変更 新旧対照表」をご確認ください。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル **0120-151034**
【受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)】

受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更 新旧対照表

三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替ヘッジなし>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>追加型証券投資信託</p> <p>三菱UFJ <u>S&P500配当貴族インデックス</u> <u>ファンド<為替ヘッジなし></u></p> <p>約 款</p> <p>三菱UFJアセットマネジメント株式会社</p>	<p>追加型証券投資信託</p> <p>三菱UFJ <u>米国配当成長株ファンド<為替ヘッ</u> <u>ジなし></u></p> <p>約 款</p> <p>三菱UFJアセットマネジメント株式会社</p>
<p>三菱UFJ <u>S&P500配当貴族インデックス</u> <u>ファンド<為替ヘッジなし></u></p> <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧（略）</p> <p><u>⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に</u> <u>定めるものをいいます。）は、価格変動リ</u> <u>スク、金利変動リスクおよび為替変動リ</u> <u>スクを減じる目的ならびに投資対象資産を</u> <u>保有した場合と同様の損益を実現する目</u> <u>的以外には利用しません。</u></p>	<p>三菱UFJ <u>米国配当成長株ファンド<為替ヘッ</u> <u>ジなし></u></p> <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧（略）</p> <p><u><新設></u></p>
<p>追加型証券投資信託</p> <p>『三菱UFJ <u>S&P500配当貴族インデック</u> <u>スファンド<為替ヘッジなし></u>』約款</p>	<p>追加型証券投資信託</p> <p>『三菱UFJ <u>米国配当成長株ファンド<為替ヘッ</u> <u>ジなし></u>』約款</p>
<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から 第44条第8項、第45条第1項、第46条第1 項、第47条第1項および第49条第2項の規 定による信託期間終了日までとします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2028年11月24日まで</u>、第44条第8項、第45 条第1項、第46条第1項、第47条第1項お よび第49条第2項の規定による信託期間 終了日までとします。</p>
<p>(信託報酬等)</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額 は、第36条に規定する計算期間を通じて毎</p>	<p>(信託報酬等)</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額 は、第36条に規定する計算期間を通じて毎</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>日、信託財産の純資産総額に年<u>10,000分の50</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>日、信託財産の純資産総額に年<u>10,000分の125</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>第52条 <u><削除></u></p>	<p><u>(信託期間の延長)</u></p> <p>第52条 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p>
<p>(付表)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 約款第44条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託「三菱UFJ <u>S&P 500 配当貴族インデックスファンド<為替ヘッジなし></u>」</p> <p>追加型証券投資信託「三菱UFJ <u>S&P 500 配当貴族インデックスファンド<為替ヘッジあり></u>」</p>	<p>(付表)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 約款第44条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託「三菱UFJ <u>米国配当成長株ファンド<為替ヘッジなし></u>」</p> <p>追加型証券投資信託「三菱UFJ <u>米国配当成長株ファンド<為替アクティブヘッジ></u>」</p>

以上